



協働事業審査会委員を募集

市民活動団体と市が実施した協働事業の成果や改善点などの評価を行う委員を募集します。

☑応募時に18歳以上の市内在住・在勤・在学・在活で会議5月～6月中旬の月々金曜日の昼間4時間程度・年1回に参加できる方※令和2・3年度に委託型協働事業の評価を受ける団体の構成員を除く

定員3人以上
報酬なし
任期2年間
申2月19日(金)までに作文「応募の動機」を800～1千200字以内に

事業名	日時・場所
3～4か月児健康診査	各健診で下記の①か②を選択できます ①個別健診※受診期限は2月28日(日) 場市内の指定医療機関 ②集団健診 注対象年齢の2週間前までに健康推進課へご連絡ください
1歳6か月児健康診査	
3歳児健康診査	注対象者へ案内を郵送します
6～7か月児健康診査	場都内の実施医療機関 注受診票(3～4か月児健診をいずみ保健センターで受診の場合はその場で交付、医療機関受診の場合は5か月目までに健康推進課から郵送)を持って受診
9～10か月児健康診査	
乳幼児母性健康相談 妊産婦・乳幼児と保護者	2月22日(月)午前9時10分～11時20分(時間予約制)
個別栄養相談 成人	3月9日(火)午前9時15分～正午(時間予約制)
離乳食(1回食)講習会 4～6か月児と保護者	3月15日(月)午後1時30分～2時15分・2時40分～3時25分
離乳食(2・3回食)講習会 6～11か月児と保護者	3月16日(火)午後1時30分～2時30分・2時50分～3時50分
乳幼児歯みがきクラス おおむね1歳～1歳5か月児と保護者	3月15日(月)午前9時50分～11時10分
2歳児歯みがきクラス おおむね2歳～2歳5か月児と保護者	3月9日(火)午前9時50分～11時10分
2歳半歯科健診(フッ素塗布) 2歳3か月～2歳11か月児と保護者	3月11日(木)・24日(水)午前9時30分～11時30分
3歳半歯科健診(フッ素塗布) 3歳3か月～3歳11か月児と保護者	
発達健康診査 (発達に関して心配がある子の健診) 未就学児	3月3日(水)午前9時30分～11時30分(時間予約制)

場未記載の場合、いずみ保健センター
申電話で
→健康推進課☎(042)321-1801

公開

●都市計画審議会
日2月9日(火)午前10時～11時
場リオンホール(cocobunji)

●環境審議会
日2月16日(火)午前9時15分～11時15分
場市民室内プール体育室

●地域包括支援センター運営協議会
日2月15日(月)午後2時～3時30分
場リオンホール(cocobunji) WEST5階

●緑化推進協議会
日2月16日(火)午前9時30分～11時30分
場市役所第1庁舎3階第一・二委員会室

●第二次国分寺市環境基本計画実施計画(案)に関してほか
→まちづくり計画課(内455)

●介護保険運営協議会
日2月9日(火)午後6時30分
場いずみプラザ

●地域包括支援センター運営協議会
日2月15日(月)午後2時～3時30分
場リオンホール(cocobunji) WEST5階

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討委員会
日2月16日(火)午後6時30分
場いずみプラザ

住民主体型サービス実施団体募集

4月から生活支援・介護予防サービスを住民主体型で提供するための実施団体を募集します。実施団体になると、最長3年間、訪問型サービスB事業は120,000円/年・通所型サービスB事業は84,000円/年までの補助金を交付します。

☑市内在住の方に対して介護予防の取り組みまたは生活支援サービスの提供実績が3年以上あり、生活支援・介護予防サービスを提供できる非営利団体または公益社

団法人
申2月15日(月)～26日(金)に申請書・必要書類を直接高齢福祉課(いずみプラザ内)へ
募集要項・申請書配布2月1日(月)～26日(金)に同課で※市HPからダウンロード可
審査方法書類審査
注詳しくは募集要項をご覧ください。年度終了後、実績報告書などを提出

→高齢福祉課☎(042)321-1301

医療費・介護サービス費が高額な場合は申請を



世帯内で同一の医療保険に加入している方の毎年8月から1年間にかかった医療費と介護サービス費の自己負担額を合計し(高額療養費・高額介護サービス費などの払い戻し分は差し引く)、一定の限度額を超えた場合に、その超えた分を払い戻します(超過分が500円未満の場合は払い戻しなし)。

☑令和元年8月1日～2年7月31日(計算期間)に、医療費と介護サービス費両方の自己負担額を支払っている世帯で、その合計額が限度額(表1参照)を超えている世帯

☑計算期間を通して市国民健康保険に加入していた方=対象となる世帯へ3月上旬に申請書類を郵送。記入のうえ郵送または直接〒185-8501保険年金課国民健康保険係(市役所第1庁舎)へ

☑計算期間を通して市内在住で後期高齢者医療制度に加入していた方=対象となる世帯へ3月中旬(予定)に都後期高齢者医療広域連合から申請書類を郵送。記入のうえ郵送または直接〒185-8501保険年金課高齢者医療係(市役所第1庁舎)へ

☑計算期間中に加入している医療保険が変わった方、市外から転入した方、亡くなった方=計算期間を通しての自己負担額の把握が困難なため、申請書を郵送できない場合があります。以前加入していた医療保険または前住所での自己負担額を合算できる場合があります。対象に該当すると思われる方は、令和2年7月31日または亡くなった時点で加入していた医療保険者へ

☑計算期間を通して会社などの健康保険・共済組合、国民健康保険組合に加入していた方=令和2年7月31日時点で加入していた医療保険者へ

☑表2参照

☑介護保険自己負担額証明書が必要な場合は、高齢福祉課(いずみプラザ内)☎(042)321-1301へ

表1 世帯単位の自己負担限度額(国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の場合)

世帯区分	所得区分	自己負担限度額
70歳以上の世帯(世帯合算)	①現役並み所得者(*1)	課税所得 690万円以上: 212万円 380万円～690万円未満: 141万円 145万円～380万円未満: 67万円
	②一般(①・③に該当しない方)	56万円
	③世帯全員が住民税非課税	低所得Ⅱ: 31万円 低所得Ⅰ(年金受給額80万円以下の方など): 19万円(*2)
70歳未満の方がいる世帯	旧ただし書き所得(*3)	901万円超: 212万円
		600万円超～901万円: 141万円
		210万円超～600万円: 67万円
		210万円以下: 60万円
世帯全員が住民税非課税		34万円

(*1)昭和20年1月2日以降生まれの方で、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下であれば②
(*2)介護サービス費の利用者が複数いる場合、介護保険者からの支給は31万円
(*3)総所得金額と山林所得などの合計額から基礎控除を差し引いた金額

表2 問い合わせ先

令和2年7月31日時点で加入していた医療保険	問い合わせ先
国民健康保険	国民健康保険係(内315)
後期高齢者医療制度	高齢者医療係(内319)
会社などの健康保険、共済組合など	保険証などに記載されている医療保険の窓口

→保険年金課(内319)

参画 公開 暮らし 凡例 日日時場所会場対象内容講師定員費用申込方法物持ち物お問い合わせ先HPホームページFAXファクスEメール託託あり催主催共催注意